

(別添1)

「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める

特定調達品目の追加等の概要(案)

1. 紙類

・以下の特定調達品目を追加

(1) 情報用紙

インクジェットカラープリンタ -用塗工紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
OCR用紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率50%以上であること。 非塗工であること。または、塗工するものについては塗工量が両面で12g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は8g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
ジアゾ感光紙	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>

(2) 印刷用紙

印刷用紙(カラー用紙)	<p>【判断の基準】 古紙配合率70%以上であること。 塗工用紙については、塗工量が両面で30g/m²以下であること。 再生利用しにくい加工が施されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-------------	--

(3) 衛生用紙

ティッシュペーパー	<p>【判断の基準】 古紙配合率100%であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----------	--

2. 納入印刷物

- ・ 役務として整理(10. 役務を参照)

3. 文具類

- ・ 以下の特定調達品目を追加
- ・ 特定調達品目からチャック付きケースを削除
- ・ 金属を主要材料とし、プラスチック等を使用していないものについての注を追加

文具共通	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、以下のいずれかの要件を満たすこと。 A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。 C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準(印)を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準(印)を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみ上記の判断の基準を適用する。</p>
回転ゴム印	
ステープラー針リム ーバー	【配慮事項】 再使用、再生利用又は適正廃棄が容易なように、分離・分別の工夫がなされていること。
粘着テープ(布粘着)	【判断の基準】 本体については再生プラスチックが40%以上使用されていること。
ペンスタンド	
クリップケース	
紙めくりクリーム	{ 容器に適用 }
OAフィルター (デスクトップ(C RT・液晶)用)	
カッティングマット	【配慮事項】 マットの両面が使用可能であること。
デスクマット	
絵筆	
アルバム	
つづりひも	
タックラベル	【配慮事項】 水溶性又は水分散型の粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工をしていないこと。

黒板拭き	
ホワイトボード用レーザー	
額縁	
缶・ボトルつぶし機	
名札（衣服取付型・首下げ型）	

注) 文具類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

4. 機器類

- ・ 以下の特定調達品目を追加
- ・ 金属を主要材料とし、プラスチック等を使用していないものについての注を追加

コートハンガー	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。</p> <p>【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
傘立て	
磁気筆記板	

注) 機器類に係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

5 . O A 機器

- ・コピー機について、判断の基準に係る表1中の下線部の数値設定を変更
- ・ディスプレイを特定調達品目に追加

(1) コピー機

コピー機	【判断の基準】 コピー機(毎分86枚以上の複写が可能な構造のもの、大判機、複合機及びカラーコピー機を除く。)にあつては、表1に示された区分ごとの基準を上回らないこと(表1中「 <u> </u> 」部分にあつては、表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。)。
------	--

表1 コピー機に係る基準

コピー速度(CPM: 1分当たりのコピー枚数)	基準エネルギー消費効率				両面コピー機能
	A 4 機	B 4 機	A 3 機	A 3 Y 機	
0 < CPM 1 0	<u>1 1</u>		1 9	2 7	推奨
1 0 < CPM 2 0			5 5	7 7	
2 0 < CPM 3 0		8 5	9 9	1 3 9	必須
3 0 < CPM 4 0	8 8	1 0 8	1 2 5	1 7 5	
4 0 < CPM 5 0	1 2 3	1 5 1	<u>1 7 6</u>	2 4 6	
5 0 < CPM 6 0	1 4 4	1 7 6		2 8 7	
6 0 < CPM 7 0	1 8 0	2 2 1	<u>2 5 7</u>	<u>3 8 3</u>	
7 0 < CPM 8 0	2 0 0	2 4 6		4 3 3	
8 0 < CPM 8 5	2 5 8	3 1 7		4 8 3	

(2) ディスプレイ

ディスプレイ	<p>【判断の基準】 表に示された基準を満たすこと。 動作が再開されたとき、ディスプレイは自動的に使用可能な状態に戻ることを。</p> <p>【配慮事項】 使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。 再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品が多く使用されていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------	---

注) 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

表 ディスプレイに係る基準

低電力モード消費電力	ディープスリープモード消費電力
15W	8W

- 備考) 1 消費電力の測定方法については国際エネルギースタープログラム制度運用細則別表第2による。
- 2 消費電力が常に表に掲げる低電力モードの消費電力以下に維持される場合も、基準を満たすものとする。また、一定時間動作されなかった後、低電力モードを経ず、直接ディープスリープモードに移行してもよい。
- 3 用語説明
- 低電力モード：一定時間操作が行われなかった後、自動的に切り替えられ実現される最低の電力状態。
- ディープスリープモード：低電力モードに移行後、引き続き動作が行われなかった場合、自動的に切り替えられ連続的に実現される第二の低電力状態。

6 . 自動車

・下線部のLPガス車に関する基準を追加

自動車	<p>【判断の基準】 新しい技術の活用等により、従来の自動車と比較して、著しく環境負荷の低減を実現した自動車であって、次に掲げる自動車であること。 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ハイブリッド自動車 ガソリン車である場合で、乗用車にあつては、「低公害車等排出ガス技術指針（平成10年12月10日環境庁大気保全局長通知。以下「技術指針」という。）」の指針値が確保されるように考慮して定められている「低排出ガス車認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号。以下「認定実施要領」という。）」の基準に適合していること及び表1に示された区分ごとの基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表4に示された区分ごとの基準を満たす自動車 ディーゼル車である場合で、乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表2に示された区分ごとの基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表5に示された区分ごとの基準を満たす自動車 <u>LPガス車である場合で、乗用車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表3に示された区分ごとの基準を満たすこと。軽量車、軽貨物車又は中量車にあつては、技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準に適合していること及び表6に示された区分ごとの基準を満たす自動車</u></p> <p>【配慮事項】 鉛の使用量（バッテリーを除く。）が削減されていること。 資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化・省資源化や部品の再使用、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 再生材が多く使用されていること。</p>
-----	---

注) 一般公用車(通常の行政事務の用に供する乗用自動車(乗車定員10名以下のものに限る。))であつて、普通自動車又は小型自動車であるものをいう。以下同じ。)については、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、又は技術指針の指針値が確保されるように考慮して定められている認定実施要領の基準の75%低減レベルに適合し、かつ、ガソリン乗用自動車にあつては表1に示された区分ごとの基準を、ディーゼル乗用自動車にあつては表2に示された区分ごとの基準を、またLPガス乗用自動車にあつては表3に示された区分ごとの基準を満たす自動車とする。ただし、利用ニーズに合う適当な車種がない特別な場合には上表の判断の基準、又はの自動車の中から、排ガス性能の良い自動車を優先して購入することとする。

表3 L P ガス乗用車に係る基準

区 分	10・15モード燃費
車両重量が 703kg未満	16.6km/ℓ以上
車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.7km/ℓ以上
車両重量が 828kg以上1,016kg未満	14.0km/ℓ以上
車両重量が1,016kg以上1,266kg未満	12.5km/ℓ以上
車両重量が1,266kg以上1,516kg未満	10.2km/ℓ以上
車両重量が1,516kg以上1,766kg未満	8.2km/ℓ以上
車両重量が1,766kg以上2,016kg未満	7.0km/ℓ以上
車両重量が2,016kg以上2,266kg未満	6.1km/ℓ以上
車両重量が2,266kg以上	5.0km/ℓ以上

表6 L P ガス貨物車に係る基準

区 分				10・15モード燃費
自動車の種別	変速装置の方式	車 両 重 量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造 A	15.8km/ℓ以上
			構造 B	13.3km/ℓ以上
		703kg以上 828kg未満	構造 A	14.1km/ℓ以上
			構造 B	13.1km/ℓ以上
		828kg以上		12.1km/ℓ以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造 A
	構造 B			12.7km/ℓ以上
	703kg以上 828kg未満		構造 A	12.9km/ℓ以上
			構造 B	12.1km/ℓ以上
	828kg以上		11.7km/ℓ以上	
車両総重量が1.7トンの以下のもの	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/ℓ以上
		1,016kg以上		12.3km/ℓ以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/ℓ以上
		1,016kg以上		10.8km/ℓ以上
車両総重量が1.7トンの超2.5トンの以下のもの	手 動 式	1,266kg未満	構造 A	11.3km/ℓ以上
			構造 B	9.6km/ℓ以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/ℓ以上
			1,516kg以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造 A	9.8km/ℓ以上
			構造 B	8.8km/ℓ以上
1,266kg以上		8.1km/ℓ以上		

- 備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
- イ．最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - ロ．乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - ハ．運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前輪のみに動力を伝達できるもの又は前軸及び後軸のそれぞれ一軸以上に動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前輪からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後輪に動力を伝達するものに限る。)であること。
- 2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。

7. インテリア・寝装寝具

・以下の特定調達品目を追加

(1) 毛布・ふとん

ふとん	<p>【判断の基準】 ふとん側地又は中綿に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、ふとん側地又は中綿の繊維重量比で10%以上使用されていること。</p> <p>【配慮事項】 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
-----	---

(2) ベッド

ベッドフレーム	<p>【判断の基準】 金属を除く主要材料が、下記のいずれかの要件を満たすこと。 A. プラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。 B. 木質の場合にあっては、間伐材などの木材が使用されていること。また材料からのホルムアルデヒドの放出量は1.5mg/l以下であること。 C. 紙の場合にあっては、紙の原料は古紙配合率50%以上であること</p> <p>【配慮事項】 修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の包装は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
---------	--

<p>マットレス</p>	<p>【判断の基準】 主要部品（フェルト類を除く）に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂（PET ボトル、繊維製品などを原材料として再生利用されるもの）から得られるポリエステルが、主要繊維部品全体重量比で10%以上使用されていること。 フェルト類に使用される繊維は全て未利用繊維であること。 材料からの遊離ホルムアルデヒドの放出量は75ppm以下であること。 ウレタンフォームの発泡剤にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。</p> <p>【配慮事項】 修理が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
--------------	---

注) 1 「ベッドフレーム」及び「マットレス」のうち、医療用、介護用等特殊な用途のものについては対象外とする。

2 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品を再生したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）

3 「未利用繊維」とは、紡績時に発生する単繊維（リントー等）や衣料等の製造時に発生する裁断屑、廃品となった製品等を綿状に分解し再生したものをいう。

3 ベッドフレームに係る判断の基準は、金属以外の主要材料としてプラスチック、木質又は紙を使用している場合について定めたものであり、金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものを排除するものではない。

4 ベッドフレーム及びマットレスを一体としてベッドを調達する場合には、それぞれの部分が上記の基準を満足すること。

8 . 設 備

- ・ 以下の特定調達品目を追加

生ゴミ処理機	<p>【判断の基準】 バイオ式、乾燥式などの処理方法により生ゴミの減容・減量などを行う機器であること。</p> <p>【配慮事項】 分解が容易であるなど、素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 処理後の生成物は、肥料化、飼料化、エネルギー化など再生利用されるものであること。</p>
--------	--

9. 公共工事

- ・ 判断の基準において、契約図書において使用を義務づけることとしている一定の環境負荷低減効果が認められる資材として以下の品目を追加

品目分類	品目名	判断の基準等
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利や砕砂、碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグを使用した骨材であること。
	フェロニッケルスラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利や砕砂、碎石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグを使用した骨材であること。
	銅スラグ骨材	天然砂（海砂、山砂）、天然砂利や砕砂、碎石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材を使用した骨材であること。
コンクリート及びコンクリート 2 次製品	透水性コンクリート	透水係数 1×10^{-2} cm/sec 以上であること。
土砂	建設汚泥から製造した処理土	建設汚泥から製造した処理土であること。
塗料	下塗用塗料（重防食）	鉛、クロム等の有害重金属を含む顔料を配合していないこと。

品目分類	品目名	判断の基準等
断熱材	断熱材	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するもので、オゾン層を破壊する物質を含有していないこと。</p> <p>また、製造段階で再生材料を使用しているか又は使用済みの製品を再利用できること。</p> <p>なお、グラスウール及びロックウールの生産に使用する再生資源や副産物については、上記のほか次の条件を併せて満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール：廃ガラス再生資源利用率は、原材料の重量比で 80% 以上であること。 ・ロックウール：高炉スラグ等再生資源利用率は、原材料の重量比で 85% 以上であること。
建具	断熱サッシ・ドア	<p>【判断の基準】</p> <p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具で、次のいずれかであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複層ガラスを用いた建具であること。 ・二重サッシであること。
照明機器	照明制御システム	<p>【判断の基準】</p> <p>連続調光可能な Hf 蛍光灯器具と、それらの蛍光灯器具を制御する照明制御措置よりなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。</p>
衛生器具	自動水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>電氣的制御により自動的に開閉できる自動水栓であること。</p>
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	<p>【判断の基準】</p> <p>洗浄水量が 4 ㍓/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御すること。</p>

品目分類	品目名	判断の基準等
空調用機器	吸収冷温水機	<p>【判断の基準】</p> <p>冷房の成績係数が 1.05 以上とする。</p>

注 1) 冷凍能力が 25kW 以上の吸収冷温水機に適用する。

注 2) 成績係数の算出は JIS B 8622 による。

品目分類	品目名	判断の基準等
アスファルト混合物	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	路盤材として、道路用鉄鋼スラグを使用していること。
道路照明	環境配慮型道路照明	<p>高圧ナトリウムランプを用いた道路照明施設であって、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が35%以上削減されているものであること。</p> <p>【配慮事項】 設置箇所に求められている光色や演色性にも配慮しつつ、適切な光源を選択すること。</p>

品目分類	品目名	判断の基準等											
園芸資材	バーク堆肥	<ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率(乾物) 70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕 35 以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕(乾物) 70 me/100g 以上 ・pH 5.5 ~ 7.5 ・水分 60 ± 5% ・幼植物試験の結果 生育障害その他異常を認めない ・全窒素〔N〕(乾物) 1.2%以上 ・全りん酸〔P₂O₅〕(乾物) 0.5%以上 ・全加里〔K₂O〕(乾物) 0.3%以上 											
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料	<p>1.製品に含まれる有害化学物質の含有量(割合)が下記の数値以下であるもの。</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td>ヒ素</td><td>0.005%</td></tr> <tr><td>カドニウム</td><td>0.0005%</td></tr> <tr><td>水銀</td><td>0.0002%</td></tr> <tr><td>ニッケル</td><td>0.03%</td></tr> <tr><td>クロム</td><td>0.05%</td></tr> <tr><td>鉛</td><td>0.01%</td></tr> </table> <p>2.その他の制限事項 金属等を含む産業廃棄物に係る判断基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 植害試験の調整を受け害が認められないものであること。 有機物の含有率(乾物) 35%以上 炭素窒素比〔C/N比〕 20 以下 pH 8.5 以下 水分 50%以下 全窒素〔N〕(乾物) 1.5%以上 全りん酸〔P₂O₅〕(乾物) 2.0%以上 アルカリ分(乾物) 25%以下</p>	ヒ素	0.005%	カドニウム	0.0005%	水銀	0.0002%	ニッケル	0.03%	クロム	0.05%	鉛
ヒ素	0.005%												
カドニウム	0.0005%												
水銀	0.0002%												
ニッケル	0.03%												
クロム	0.05%												
鉛	0.01%												

10 . 役務

- ・ 印刷を役務として整理
- ・ 食堂、自動車専用タイヤ更正を特定調達品目に追加

(1) 印刷

印刷	<p>【判断の基準】 印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙を使用していること。（但し、冊子形状のものについては、本文部分に限る。） オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。</p> <p>【配慮事項】 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を抑制していること。 古紙再生の阻害要因となる物質の使用を抑制していること。</p>
----	---

- 注) 1 「印刷」の対象は、報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。
2 芳香族成分：JIS石油製品の成分試験法（JIS K2536）をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物

(2) 食堂

食 堂	<p>【判断の基準】 庁舎・敷地内において委託契約等により営業している食堂であって、生ゴミを減容・減量する等再生利用に係る適正な処理が行なわれるものであること。</p> <p>【配慮事項】 生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化，飼料化，エネルギー化など再生利用されるものであること。</p>
-----	--

(3) 自動車専用タイヤ更生

<p>自動車専用 タイヤ更生</p>	<p>【判断の基準】 第一寿命を磨耗終了した自動車専用タイヤの台タイヤ（ケーシング）に、踏面部のゴムを張り替えて機能を復元し、更生タイヤとして第二寿命における使用を可能にするものであること。</p> <p>【配慮事項】 ラジアル構造の推奨など、製品の長寿命化や走行時の静粛性の確保に配慮していること。 製品の製品の梱包は、再生利用の容易さ、廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>
------------------------	---